

資料 2	令和5年6月20日（火）
	地域密着型サービス事業所集団指導

## 令和4年度地域密着型サービス事業所運営指導結果について

本荘由利広域市町村圏組合

令和4年度 地域密着型サービス事業所等に対する指導・監査の実施状況

事業所等の区分	事業所数 (集団指導時点)	実施事業所数			指導件数			勧告・指導件数		
		集団指導	運営指導	監査	文書	口頭	合計	勧告	改善指導	合計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	3								
夜間対応型訪問介護	1	1								
地域密着型通所介護	18	18	6		23	28	51			
(介護予防)認知症対応型通所介護	1	1								
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	3	3	1		2	4	6			
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	21	21	3		11	7	18			
地域密着型特定施設入居者生活介護										
地域密着型介護老人福祉施設	3	3	1	1	0	3	3	1		1
看護小規模多機能型居宅介護	2	2								
合 計	52	52	11	1	36	42	78	1		1

※ 集団指導は、令和4年7月22日に実施

※ 運営指導は、令和4年8月25日から10月17日の期間に実施

## 令和4年度 地域密着型サービス運営指導の主な指導事項

※基準省令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

### ②地域密着型通所介護

番号	基準省令	指導事項	指導分類	事業所数	指導内容
1	第3条の7	内容及び手続の説明及び同意	文書	2	重要事項説明書、掲示物、ホームページ等と現状との整合性を図ること。
2			文書	2	重要事項説明書に事故発生時の対応、第三者評価の実施状況等を記載すること。
3			文書	1	重要事項説明書に第三者評価の実施状況等を記載すること。
4	第29条	運営規程	文書	4	運営規程、重要事項説明書、掲示物及びパンフレット等について、現状との整合性を図ること。
5			口頭	6	運営規程に虐待防止のための措置に関する事項を掲載するよう努めること。
6	第24条	利用料等の受領	文書	1	法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けること。
7			口頭	1	食事の提供に要する費用の徴収誤りが見受けられたので、利用者へ返還すること。
8	第27条	介護計画の作成	口頭	1	介護計画を交付した証跡を残すこと。
9	第30条	勤務体制の確保等	口頭	5	研修、会議、委員会等の結果を従業者へ周知した証跡を残すこと。
10			文書	1	従業者の資質の向上のために、外部及び内部の研修の機会を計画的に確保すること。
11			文書	3	ハラスメント防止の方針を明確化し、必要な措置を講じること。
12	第32条	非常災害対策	文書	1	非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。また、当該訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

## 令和4年度 地域密着型サービス運営指導の主な指導事項

※基準省令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

13	第32条	非常災害対策	文書	1	非常災害時の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。
14	第3条の30の2	業務継続計画	口頭	4	業務継続計画を策定し、必要な措置を講じるよう努めること。
15	第3条の33	秘密保持等	口頭	2	利用者の家族の個人情報を用いる場合は、家族の代表者から同意を得ること。
16	第33条	衛生管理等	口頭	2	感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。
17			口頭	1	感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催し、必要な措置を講じるよう努めること。
18	第34条	地域との連携等	文書	5	運営推進会議の記録を公表すること。
19	第3条の38の2	虐待の防止	口頭	3	虐待防止のための指針を整備し、研修等必要な措置を講じるよう努めること。
20			口頭	1	虐待防止のための委員会を定期的開催するよう努めること。
21			口頭	2	虐待防止のための委員会を定期的開催するとともに、適切に実施するための担当者を置くよう努めること。
22	法第42条の2第9項	地域密着型介護サービス費の支給	文書	1	支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し領収証を交付すること。
23		報酬基準	文書	1	個別機能訓練加算(Ⅰ)イについて、専従の機能訓練指導員が管理者と兼務している場合には、算定要件を満たさないことから、改めること。

## 令和4年度 地域密着型サービス運営指導の主な指導事項

※基準省令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

### ④小規模多機能型居宅介護

番号	基準省令	指導事項	指導分類	事業所数	指導内容
1	第63条	従業者の員数	文書	1	サービスの提供に当たる従業者の員数は、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる者を1以上置くこと。
2	第81条	運営規程	文書	1	運営規程、重要事項説明書、掲示物及びパンフレット等について、現状との整合性を図ること。
3			口頭	1	運営規程に虐待防止のための措置に関する事項を掲載するよう努めること。
4	第33条	衛生管理等	口頭	1	感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。
5	第34条	地域との連携等	口頭	1	運営推進会議による評価を受けた証跡を残すこと。
6	第3条の38の2	虐待の防止	口頭	1	虐待防止のための委員会を定期的開催するよう努めること。

### ⑤認知症対応型共同生活介護

番号	基準省令	指導事項	指導分類	事業所数	指導内容
1	第90条	従業者の員数	文書	2	夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯にサービスの提供に当たる介護従事者を、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置すること。
2	第3条の7	内容及び手続の説明及び同意	文書	1	重要事項説明書、掲示物及びパンフレットと現状との整合性を図ること。
3	第102条	運営規程	文書	2	運営規程、重要事項説明書、掲示物及びパンフレット等について、現状との整合性を図ること。
4			口頭	2	運営規程に虐待防止のための措置に関する事項を掲載するよう努めること。

## 令和4年度 地域密着型サービス運営指導の主な指導事項

※基準省令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

5	第95条	サービス提供の記録	文書	2	利用者の入退居に際して、被保険者証にその年月日を記載すること。
6	第97条	認知症対応型共同生活介護の取扱方針	文書	1	定期的に外部の者による評価若しくは、運営推進会議における評価を実施すること。
7	第3条の30の2	業務継続計画	口頭	1	業務継続計画を策定し、必要な措置を講じるよう努めること。
8	第33条	衛生管理等	口頭	1	感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催し、必要な措置を講ずるよう努めること。
9	第34条	地域との連携等	口頭	1	運営推進会議の記録を公表すること。
10	第3条の38の2	虐待の防止	口頭	1	虐待防止のための指針を整備し、研修等必要な措置を講じるよう努めること。
11			口頭	1	虐待防止のための委員会を定期的に開催するよう努めること。
12	報酬基準		文書	1	看取り介護加算において、入居の際に、利用者又は家族等に対して、看取りに関する指針の内容を説明し、同意を得ること。
13			文書	1	看取り介護加算において、看取りに関する職員研修を行うこと。
14			文書	1	入院時の費用の算定において、算定日数に誤りがあるので、返還すること。

### ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

番号	基準省令	指導事項	指導分類	事業所数	指導内容
1	第34条	地域との連携等	口頭	1	おおむね2月に1回以上運営推進会議を開催すること。
2	第3条の30の2	業務継続計画	口頭	1	業務継続計画を策定し、必要な措置を講じるよう努めること。
3	第151条	衛生管理等	口頭	1	感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施するよう努めること。

## 令和4年度 地域密着型サービス勧告・改善指導の主な指導事項

※基準省令:指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

### ①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

番号	基準省令	指導事項	指導分類	事業所数	勧告・改善指導内容
1	第146条	管理者による管理	勧告	1	指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、指定地域密着型介護老人福祉施設の管理を適切に行わないまま他の業務に従事しており、管理者が、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事しているといえないこと。
	第28条	管理者の責務			指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、管理者としての業務に適切な認識がなく、本来管理者が行うべき指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、他の従業者に行わせており、管理者が、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていないこと。また、管理者は、従業者が従うべき基準等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っていないこと。